

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【公開番号】特開2019-76739(P2019-76739A)

【公開日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2019-019

【出願番号】特願2018-236472(P2018-236472)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	5/04	6 1 1 B
A 6 3 F	5/04	6 2 0
A 6 3 F	5/04	6 9 7

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月3日(2019.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技の進行を制御するメイン制御手段を備え、

前記メイン制御手段は、割込み処理によって更新可能な所定のカウンタを備え、

前記メイン制御手段は、

特別遊技状態の開始条件を満たしたことに基づいて、特別遊技状態を開始するように制御し、

特別遊技状態では、特別役物の作動を可能とし、

特別遊技状態の終了条件を満たしていない場合において、特別役物の終了条件を満たしたときは特別役物の作動を終了し、所定期間の待機処理を実行した後に、再度、特別役物の作動を開始可能とし、

前記メイン制御手段は、前記所定期間ににおいて割込み処理を実行可能にし、

特別遊技状態において特別役物が作動していない前記所定期間で実行される割込み処理では、特別遊技状態であり、かつ、特別役物が作動していないことを示す試験信号を出力するための処理を実行可能とし、

特別遊技状態において特別役物が作動していない前記所定期間ににおいて、特別遊技状態であり、かつ、特別役物が作動していないことを示す試験信号を出力するための処理を複数回実行可能に構成されており、

前記所定のカウンタの値を用いることにより前記所定期間が経過したか否かを判定可能に構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

上記課題を解決した本発明に係る遊技機は、

遊技の進行を制御するメイン制御手段を備え、
前記メイン制御手段は、割込み処理によって更新可能な所定のカウンタを備え、
前記メイン制御手段は、
特別遊技状態の開始条件を満たしたことに基づいて、特別遊技状態を開始するように制御し、
特別遊技状態では、特別役物の作動を可能とし、
特別遊技状態の終了条件を満たしていない場合において、特別役物の終了条件を満たしたときは特別役物の作動を終了し、所定期間の待機処理を実行した後に、再度、特別役物の作動を開始可能とし、
前記メイン制御手段は、前記所定期間ににおいて割込み処理を実行可能にし、
特別遊技状態において特別役物が作動していない前記所定期間で実行される割込み処理では、特別遊技状態であり、かつ、特別役物が作動していないことを示す試験信号を出力するための処理を実行可能とし、
特別遊技状態において特別役物が作動していない前記所定期間ににおいて、特別遊技状態であり、かつ、特別役物が作動していないことを示す試験信号を出力するための処理を複数回実行可能に構成されており、

前記所定のカウンタの値を用いることにより前記所定期間が経過したか否かを判定可能に構成されている

ことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

この点、本発明に係る遊技機では、所定期間の待機処理を実行することにより、特別役物の作動が終了したか否かを試験装置に確実に把握させることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、他の発明に係る遊技機は、複数種類の図柄を可変表示する複数のリールと、当選役を決定する役決定手段と、所定の情報を記憶可能な記憶手段と、前記所定の情報に基づいて、外部に送信する試験信号を生成する試験信号生成手段と、前記役決定手段により特別役が決定した場合に、当該特別役に対応する図柄の組合せが停止表示されたことに基づいて単位遊技毎に特殊遊技を繰り返し実行する特別遊技を開始し、所定の終了条件を満たしたことに基づいて特別遊技を終了する特別遊技制御手段と、定期的に実行される割込み処理と、を有し、前記割込み処理によって、前記試験信号生成手段により生成された試験信号を外部に送信可能とし、前記特別遊技制御手段で実行される特別遊技において、特殊遊技が終了した後、割込み処理が所定回数実行されるまでの所定の期間は遊技の進行を遅延し、前記所定の情報は、前記特殊遊技が開始したことに基づいて第2の遊技情報となり、特殊遊技が終了したことに基づいて第1の遊技情報に更新され得る情報であり、前記割込み処理は、前記所定の期間においても前記所定の情報に基づいた試験信号を送信可能とすることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0013】**

他の発明に係る遊技機では、さらに、定期的に実行される割込み処理（タイマ割込み処理とも称す）の実行回数（割込みカウンタとも称す）に基づいて遊技の進行を遅延するため、遊技の進行を遅延している間に複数回のタイマ割込み処理が実行されることとなる。そして、遊技の進行を遅延している間に実行されたタイマ割込み処理により、所定の情報（ここでは、第2種特別役物の作動が終了したことに基づく情報）に基づいて試験信号を複数回（タイマ割込み処理が実行された回数）外部（たとえば、試験装置）に送信することができる。